

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

障がい者支援課

1 改正等の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新設される居宅訪問型児童発達支援のサービスに関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

2 改正等の概要

(1) 平成 29 年度改正分

ア 居宅訪問型児童発達支援のサービスを新設

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。

対象者	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児
支援内容	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
条例に定める指定基準	当該サービスを行うに当たっての従業者等の基準 【事業所に置くべき従業者】 ・訪問支援員 ・児童発達支援管理責任者 ※従業者の員数については規則で定める。

イ 指定児童発達支援事業所の基準の厳格化

(ア) 指定児童発達支援の事業所に置かなければならない従業者の基準の厳格化

現行	改正案
指導員（※）又は保育士	児童指導員（※）、保育士又は2年以上の障害福祉サービス経験者 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は児童指導員又は保育士とする。（規則で規定）

（※）指導員・・・資格要件なし

児童指導員・・・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格、大学等で所定の課程を修了などの資格要件あり。

(イ) 指定児童発達支援事業者等の自己評価及び評価内容の公表の義務化

指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善内容の公表を義務化する。

(2) 平成 30 年度改正分

デイサービスやホームヘルプサービス、ショートステイについて高齢者や障害児者が共に利用できるよう、共生型サービスの基準を規定

主な内容	サービス種別
共生型サービスに係る従業者、設備等の基準	共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス

※共生型サービスについては、平成 30 年度末までは厚生労働省令の基準をもって県の基準条例とみなす規定が設けられたことから、次年度に改正を行う。